

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に伴う給付金、助成金等のまとめ

(2020年4月29日更新)

一般社団法人 日本カイロプラクティック徒手医学会

企画広報部 伊澤勝典

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大に伴い、先生方におかれましては事業の運営に影響がでておられる方も多いかと存じます。生活の維持に支障がでている方のために、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に伴う給付金、助成金等の情報をご紹介します。様々な給付金、助成金制度が発表されておりますので、ご自分で調べて適宜ご利用になられることをおすすめ致します。これらの情報は、来院する方々にも役立つ情報ですので、来院者の生活の不安を和らげるためにも是非ご活用頂ければと思います。

新型コロナウイルスの影響で収入が減った個人や事業主に対し、政府や民間企業が提供している経済支援策を集約した Web サイトをご紹介します。

「生活を支えるための支援のご案内」厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

「新型コロナウイルス 支援情報まとめ」マネーフォワード

<https://covid19.moneyforward.com>



JSCC

一般社団法人 日本カイロプラクティック徒手医学会
Japanese Society of Clinical Chiropractic

< 給付金等 >

◆持続化給付金

条件：事業収入が前年同月比 50%以上減少した事業者

金額：個人事業主は昨年 1 年間の売上の減少分を上限に 100 万円以内で給付

問い合わせ先：中小企業 金融・給付金相談窓口

電話番号 0570-78-3183（平日・休日 午前 9 時～午後 5 時）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

◆住居確保給付金の支給対象見直しによる支援の拡充

条件：離職等により経済的に困窮し、住居を喪失したまたは住居を喪失するおそれがあることなど、自治体によって異なる規定がある

金額：自治体によって異なる

実施主体：地方自治体

問合せ先：自立相談支援機関（日本全国 1300 か所）

<https://www.jpm.jp/pdf/zyukyokakuhokaiseibassui2.4.7.pdf>

◆学校等休業助成金・支援金

条件：保護者であること・臨時休業等をした小学校等に通う子ども、新型コロナウイルス感染症に感染したまたは感染の恐れがある小学校等に通う子どもの世話をした・業務委託契約等を締結していたが業務を行えなくなった

金額：日額 4100 円

実施主体：学校等休業助成金・支援金受付センター

問合せ先：学校等休業助成金・支援金相談コールセンター

電話番号 0120-60-3999（土日・祝日を含めて毎日午前 9 時から午後 9 時）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000620727.pdf>

◆企業主導型ベビーシッター利用者支援

条件：小学校等の臨時休業等が行われることでベビーシッターの利用が必要となった保護者（本来の利用には要件あり）

割引額：1枚当たり2200円の割引券を1日対象児童1人につき5枚、1家庭につき1カ月当たり120枚使用できる

実施主体：公益社団法人全国保育サービス協会

<http://www.acsa.jp/index.htm>

◆子育て世帯への臨時特別給付金

条件：児童手当（本則給付）を受給する世帯

金額：児童一人当たり1万円

開始時期：早ければ6月支給分より

◆中小企業生産性革命推進事業【特別枠（補助率の引上げ等）】

中小企業・小規模事業者等の設備投資等を支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」に、新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対しての「特別枠」

条件：「ものづくり補助金」、「持続化補助金」、「IT導入補助金」の категорияがあり、それぞれの内容により条件や申込期限は異なる

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

<貸付など>

◆生活福祉資金貸付制度

条件：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（収入の減少があれば休業状態になくても対象）

金額：・緊急小口資金（休業者向け）…学校等の休業、個人事業主等の特例の場合最大 20 万円、その他は最大 10 万円

・総合支援資金（失業者向け）…2人以上世帯の場合最大で月 20 万円、単身の場合最大で月 15 万円 貸付期間は原則 3 カ月（最長 12 カ月）

実施主体：社会福祉協議会

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621220.pdf>

◆新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業）

条件：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来しており、次の 1 または 2 のいずれかに該当する

1.最近 1 カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少

2.業歴 3 カ月以上 1 年 1 カ月未満の場合等は、最近 1 カ月の売上高が次のいずれかと比較して 5%以上減少

金額：6000 万円（金利引き下げは 3000 万円以内）

実施主体：日本政策金融公庫

問い合わせ先：事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

◆小規模事業者経営改善資金（マル経融資）・生活衛生改善貸付の実質無利子化
条件：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している

※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受け
ており、商工会議所等の長の推薦が必要

金額：2000 万円＋別枠 1000 万円

貸付期間：実質無利化は当初 3 年間

実施主体：日本政策金融公庫など

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

◆民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設

国が利子にあたる金額を補填することで、民間の金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けられるようになります。すでに民間の金融機関から受けた融資についても、上限までは無利子の融資への借り換えができます。

実施主体：各金融機関

◆小規模企業共済の契約者に対する、掛金納付額の範囲内での無利子融資の実施

個人事業主でも加入できる小規模企業共済では、掛け金の範囲内で事業資金の借入ができます。これについて、無利子での融資が拡充されました。

<納付免除等>

◆固定資産税・都市計画税の軽減

事業者の保有する設備や建物等の 2021 年度の固定資産税及び都市計画税が、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは 1/2 となります。

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_zeisei.pdf

◆国民年金保険料の免除・納付猶予

コロナの影響で失業、廃業、休止の届け出を行っているなど納付が困難な場合は、申請に基づき国民年金保険料免除が適用されます。

問合せ先：最寄りの年金事務所

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html>

◆奨学金や授業料の減免を通じた支援（就学支援新制度）

学生については、授業料の減免や給付型の奨学金などの支援を受けることができます。

条件：新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合

申請方法：各学校

問合せ先：各学校の奨学金窓口、学生支援機構の奨学金相談センター

日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話番号 0570-666-301（平日の午前 9 時から午後 8 時まで受付）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

<納付・支払い猶予など>

◆住宅金融支援機構の返済困難者への支援策

条件： 1.経済事情や病気等で返済困難 2.収入基準を満たす 3.返済方法の変更で今後の返済を継続できる

申請方法：返済中の金融機関または住宅金融支援機構各支店に相談

<https://www.jhf.go.jp/files/400352591.pdf>

◆銀行へのローン返済が難しくなった人

問合せ先：

金融庁 電話番号 0120-156811

全国銀行協会 電話番号 050-3540-7553

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>

◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付猶予

条件：自治体に申請して支払いを猶予

猶予期間：6カ月～1年（自治体による）

申請方法：自治体に申請して支払いを猶予

問合せ先：各自治体

◆国税の納付猶予制度の特例

条件：2020年2月以降の任意の期間（1カ月以上）の収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、一時に納税を行うことが困難であること

対象となる国税：2020年2月1日～21年1月31日までの所得税、法人税、消費税等。能期限が過ぎている未納の国税にも遡って適用可

申請方法：法令施行日（未定）、納期限のいずれか遅い日までに申請。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf